

# 消防本部庁舎及び署所の消防用設備点検業務委託仕様書

本仕様書は、消防法第17条の3の3に基づく消防用設備の保守点検業務を主たる任務とする。

## 1 基本事項

- (1) 受託者は、別紙に定めた点検内容に従い点検作業を行い諸設備が円滑に作動するよう最善の努力を払い事故の未然防止を図ること。
- (2) 契約期間は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。
- (3) 受託者は、所定の様式による記録及び報告を委託者にしなければならない。
- (4) 保守点検の範囲外の修理については、委託者と受託者で別途協議し実施するものとする。
- (5) 受託者は、職務上知り得た秘密を他へ漏らしてはならない。

## 2 保守点検業務

点検業務は、「消防用設備等又は特殊消防用設備の点検及び報告」（消防法第17条の3の3）及び「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成16年消防庁告示第9号。以下「点検基準」という。）により、各設備の点検を実施するとともに、点検結果概要書及び点検基準に定める規定様式により報告書を作成する。

## 3 点検内容

点検内容は、別紙のとおりとする。

## 4 業務担当者

施設設備に豊富な知識と一定以上の実務経験を有する者とする。

## 5 業務実施時期

7月及び1月とする。

細部日程については、両者協議の上決定する。

## 6 業務実施場所

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 消防本部及び佐倉消防署 | 佐倉市大蛇町281番地        |
| (2) 佐倉消防署神門出張所  | 佐倉市神門642番地4        |
| (3) 佐倉消防署臼井出張所  | 佐倉市染井野3丁目1番5号      |
| (4) 佐倉消防署角来出張所  | 佐倉市角来1730番地        |
| (5) 志津消防署       | 佐倉市ユーカーリが丘1丁目1番28号 |

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (6) 志津消防署志津南出張所  | 佐倉市中志津3丁目35番1号 |
| (7) 八街消防署        | 八街市八街ほ584番地2   |
| (8) 八街消防署八街南部出張所 | 八街市上砂48番地20    |
| (9) 酒々井消防署       | 酒々井町上岩橋1168番1  |

## 1 消防本部及び佐倉消防署

## (1) 消火器

粉末消火器	3 1 本
強化液消火器	1 2 本
二酸化炭素消火器	2 本

計 4 5 本

## (2) 屋内消火栓設備

水源	1 式
加圧送水装置	1 式
ポンプ操作盤	1 面
呼水装置	1 式
消火栓箱、1号易操作	8 台
放水テスト	1 式
表示灯	8 個
消火栓起動連動装置	7 台

## (3) 自動火災報知設備

総合受信盤 P 型 1 級	1 面
差動式感知器	1 7 7 個
定温式感知器	9 4 個
煙感知器	5 4 個
発信機 P 型 1 級	1 1 個
表示灯	1 1 個
電鈴	1 個

## (4) 非常用放送設備

増幅器	1 式
遠隔操作	2 式
スピーカー	1 8 0 個
電源装置	1 式

## (5) 誘導灯

B 級	3 8 台
-----	-------

## (6) 防排煙制御設備

連動制御盤	1 面
自動開閉装置	
防火扉	7 式
シャッター	2 式
垂れ壁	2 式
自動ドアー (救急消毒室)	1 式
手動開閉装置	4 式
音響装置	3 式

感知器	14個
(7) 避難設備	
避難はしご	3台
緩降機	1台
救助袋(垂直式、斜降式)	2台
<b>2 佐倉消防署神門出張所</b>	
粉末消火器	4本
強化液消火器	2本
	計6本
(うち5年経過)	合計4本)
<b>3 佐倉消防署白井出張所</b>	
(1) 消火器	
粉末消火器	5本
強化液消火器	5本
	計10本
(うち5年経過)	合計6本)
(2) 誘導灯	
C級	4台
<b>4 佐倉消防署角来出張所</b>	
(1) 消火器	
粉末消火器	8本
強化液消火器	4本
	計12本
(うち5年経過)	合計8本)
(2) 自動火災報知設備	
受信機P型2級	1面
差動式スポット型感知器	35個
定温式スポット型感知器	13個
煙感知器	6個
発信機	2個
電鈴	2個
表示灯	2個
<b>5 志津消防署</b>	
粉末消火器	5本
強化液消火器	3本

計 8 本  
(うち 5 年経過 合計 2 本)

6 志津消防署志津南出張所

粉末消火器 7 本

強化液消火器 4 本

計 11 本

(うち 5 年経過 合計 7 本)

7 八街消防署

粉末消火器 6 本

強化液消火器 6 本

計 12 本

(うち 5 年経過 合計 6 本)

8 八街消防署八街南部出張所

粉末消火器 3 本

強化液消火器 3 本

計 6 本

9 酒々井消防署

粉末消火器 6 本

強化液消火器 2 本

計 8 本

(うち 5 年経過 合計 4 本)